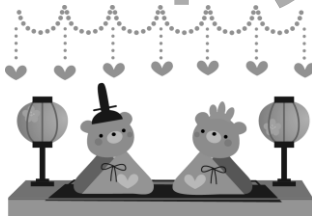


3月号 ボランティアだより

2024
No.220



発行 社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
甲州市塩山上於曾 977-5
TEL34-8195 FAX34-9270
編集 ボランティアだより編集委員会

令和6年度ボランティア活動保険について

1. 加入対象者

社会福祉協議会及びその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア（個人・団体）

2. 補償期間

令和6年4月1日（中途加入の場合は加入申込手続き完了日の翌日）から令和7年3月31日まで

3. 保険料

①基本プラン：350円 ②天災・地震補償プラン：500円

※令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」が廃止となり、2プランに改定されました。

※甲州市内を活動拠点とし甲州市ボランティアセンターに登録しているボランティア（個人・団体問わず）に対し、1人当たり350円の保険料を助成します（差額は自己負担）。

※令和6年度の加入申込は3月より受付を開始しています。

受付窓口・問い合わせ先：甲州市社会福祉協議会 ☎0553-34-8195

～災害ボランティア情報～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

○災害ボランティアに参加希望の方へ

現在、被災地の社会福祉協議会では被害状況の把握や災害ボランティアセンターの運営準備を進めています。災害ボランティアセンターでは、地元の被害状況やニーズ量にあわせてボランティアの募集範囲を当該県内や市町村内在住の方に限る場合がありますので、ホームページや SNS 等で最新の情報をご確認のうえ、参加をご検討ください。また、個人の方のボランティア募集状況や物資支援に関する電話でのお問い合わせは極力お控えください。

※「全社協 被災地支援・災害ボランティア情報」からも情報を得られます。

右の二次元コードよりアクセスできます📱

被災地でのボランティア活動では、予期せぬ事故等によりケガをすることや、他者に損害を与えて賠償責任を問われることがあります。このようなリスクを補償し、安心して活動に参加できるよう、最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険の加入手続きを必ずしてから、活動しましょう。



ボランティアだよりの費用は共同募金の配分金の一部を充てています。

